

甲賀市子ども基本条例（たたき台）

1 前文について

- こどもは、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。
- 全てのこどもは、生まれた時からひとりの人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。
- こどもの権利保障にあたっては、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラー、不登校など、こどもの権利を脅かすさまざまな問題に、社会全体で取り組んでいく必要があります。
- この条例の制定にあたり、こどもたちの想いをくみ取るため、こども向けのアンケートやワークショップを実施したところ、さまざまな声をいただきました。
- 大人には、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重することが求められます。また、こどもの意見について理不尽な否定をすることなく、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。
- こどもと大人が、こどもの権利を理解し、尊重するとともに、日ごろから周囲との対話を大切にすることによって、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

2 条例制定の目的について

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることによって、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが幸せに生き、元気に成長することを目的とします。

3 用語の定義について

この条例で用いる用語の定義について、次の表のとおり定めています。

用語	定義
こども	市内に在住し、在学し、又は在勤する、心身の発達の過程にある者
大人	こどもに関わるこども以外の者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現にこどもを養育する者
学校等関係者	市内の小中学校、保育所、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者
地域住民等	こどもが生活する地域の住民及び市内で活動する者又は団体
事業者	市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者

4 こどもの権利について

こどもの権利条約やこども基本法、こどもの意見を踏まえ、特に大切にすべきこどもの権利について定めています。

生きる権利

- しっかり食えることができます。
- 心と身体を休められる住まいがあります。
- 病気やケガをしたら病院で治療が受けられます。
- ありのままの自分が認められ、個性が尊重されます。
- 自分のことを自分で決められます。

育つ権利

- 遊んで楽しく過ごせます。
- 学校などでいろいろなことを学べます。

- 自分らしく過ごせる居場所があります。
- 自分らしく成長することができます。

守られる権利

- いじめを受けたり、ひどいことを言われたりして、心や身体を傷つけられません。
- 人との違いなどを理由に、差別や理不尽な扱いを受けません。
- プライバシーや名誉が大切にされます。
- いつでも相談することができ、必要な支援を受けられます。

参加する権利

- 自分の意見や考えを表明する機会が与えられ、尊重されます。
- 自分の意見や考えを持つために、必要な知識と情報を得るための支援が受けられます。
- 仲間を作り、集い、又は活動することができます。

5 こどもの権利を保障するための役割

こどもの権利が守られるために必要な事項として、各主体が担うべき役割について定めています。

大人の役割

- 大人は、こどもが権利の主体であることを認識したうえで、こどもの権利について理解し、その権利を尊重します。
- 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けます。また、こどもからの相談には、こどもに寄り添いながら応じます。

こどもの役割

- こどもは、発達段階等に応じて、自らの権利について正しい理解をもつようにします。また、社会の一員として、他のこどもにも同様の権利があることを認識し、その権利を尊重するよう努めます。

保護者の役割

- 保護者は、こどもの養育や成長、権利の保障について、自らが最も重要な責任を有するとの認識をもちながら、こどもにとっての最善の利益を考えて、こどもを養育します。
- 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を尊重できるよう必要な支援をします。

学校等関係者の役割

- 学校等関係者は、こどもが主体的に学びながら、健やかに豊かに育つことができるよう、こども一人一人の発達段階等に応じて必要な支援をします。
- 学校等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を尊重できるよう必要な支援をします。

地域住民等の役割

- 地域住民等は、こどもが地域の一員として安全・安心に暮らしながら、健やかに豊かに育つことができるよう、こどもを見守り、必要な支援を行うよう努めます。

事業者の役割

- 事業者は、保護者である従業員が子育てと仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場環境づくりを行います。
- 事業者は、事業活動が、こどもの権利の保障に支障をきたすことのないよう配慮に努めます。

市の役割

- 市は、こどもの権利を保障するため、こども、大人、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働しながら、こどもに関する施策を推進します。
- 市は、大人、こども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行います。

6 こどもの権利を保障するための施策の推進について

こどもの権利が守られるために必要な事項として、各主体が連携して取り組むべきことについて定めています。

子育て家庭等への支援

- 市と学校等関係者は、すべての保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、こどもの発達段階等に応じて必要な支援を行います。
- 市と学校等関係者は、困難な状況にあるこどもとその家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、こどもや家庭の状況に応じて途切れのない必要な支援を行います。

こどもの居場所づくり

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、さまざまな体験をすることができる居場所づくりや、居場所づくりへの支援に努めます。

虐待及び体罰の防止

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、こどもに対する虐待や体罰を防止するために、児童相談所その他の関係機関と協力して必要な対策を講じ、早期発見に努めます。
- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者は、虐待や体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行います。

いじめの防止

- 学校等関係者、市、保護者、地域住民等は、こどもに対するいじめの防止と早期発見に努めます。
- 学校等関係者と市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援を行います。また、いじめを行ったこどもに対して、再びいじめを行うことがないように、その行為の背景にある事情に配慮しながら指導をし、保護者

に対しても必要な助言を行います。

多様性の尊重

- 市、保護者、学校等関係者、地域住民等、事業者、こどもは、こどもの国籍、人種、性別、宗教その他の違いについて、その多様性を尊重します。
- 市と学校等関係者は、こどもに対する偏見や差別などの理不尽な扱いが生まれないようにするために、多様性についての理解を深めるよう努めます。

意見表明及び参画の促進

- 市は、こどもに関わる市の施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。
- 学校等関係者は、こどもが参加する活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。
- 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画を促進するよう努めます。

こどもの権利侵害からの救済

- 市は、こどもの権利侵害に関する相談を受け、救済を行うときには、保護者や関係機関と連携し、こどもの特性及び権利侵害の実情に配慮しながら対応します。